

河南町消費生活だより

第27号 平成29年12月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721-25-1000

平日 午前9時～12時

午後1時～4時

河南町の相談傾向について

現在、インターネット、携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、私たちの生活は便利になりました。

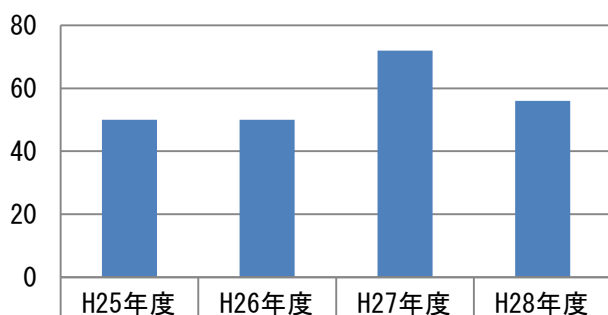
一方で、情報が多すぎて正しい選択に困ったり、信頼性のないインターネット広告を信用しすぎて詐欺にあった、などの消費者トラブルが報告されています。

そこで、第27号では、「河南町の相談傾向」について考えたいと思います。

万が一に備え、みなさん自身も日頃から消費生活に関する情報収集をし、自立した消費者をめざしましょう！



河南町の相談件数



■相談件数

H25年度

H26年度

H27年度

H28年度

50

50

72

56

平成28年度の相談の内訳を見ると店舗購入に関する相談が17件、通信販売に関する相談が13件、訪問販売に関する相談が12件…となっています。

また、相談内容については、「プロバイダー契約を解約したい」、「アダルトサイト業者から高額な請求を受けている」、「注文した覚えのない商品が一方的に送られてきた」など、同様の消費者トラブルが報告されています。

大阪府内で
相談急増中！

ワンクリック請求に関する相談

アダルトサイトなどの無料コンテンツを見ようとクリックしたところ、有料サイトに登録されてしまい、高額な料金を請求された・・・



「消費者庁イラスト集より」

事例のようにクリックしただけでは、契約は成立していません。

怪しいサイトに不用意にアクセスしないことが一番ですが、請求画面が表示されたからといって慌ててお金を支払わないことが大切です。

また、「解約のために事業者に連絡をし、個人情報伝えてしまった…」という二次被害も報告されています。絶対に事業者に連絡をしないようにしましょう。

プロバイダーに関する相談

現在利用中の電話会社の代理店を名乗り、「今より月額料金が安くなる」と電話で勧誘されたので転用手続きをしたが、後日届いた書類を見ると、別会社との契約になっていることが分かった・・・



「今より安い」など特典ばかりを強調され、契約内容を十分理解しないまま契約してしまうケースがあります。

光回線サービスは、2015年に法律が改正され、契約書面の受領日から8日間以内は、契約を解除することができます。（初期契約解除制度）（※端末の契約は除外）事業者からの説明だけではなく、自分の利用環境や目的にあったサービス内容かどうか、利用中の契約内容と比較、検討することが大切です！

通信販売に関する相談

「注文した品物を送る。」という電話があり、聞かれるまま住所などを答えたら、健康食品が送られてきたが、よく考えたら注文した覚えがない・・・



事例のように品物が届いて初めて注文していないことに気づくケースが多く、商品を申し込んだ覚えもないのに突然送られてきた場合、商品を受け取った日から14日間、または事業者に取り置きを請求した日から7日間保管すれば、自由に処分することができます。

注文した覚えがなければ、まずはきっぱりと断りましょう。また、代引配達などで商品が届いても、送り主を必ず確認し、注文した覚えがない場合は、「受取拒否」をして代金を支払わないようにしましょう。

～大阪府警察からのお知らせ～

大阪府警察では、本年8月1日から平成30年3月31日までの間、「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」を開設し、コールセンターから高齢者（警察が犯人グループから押収した名簿に載っていた方およびNTT 西日本ハローページ個人名編に登載された個人宅）を対象に電話で注意喚起を実施しています。

※コールセンターは、日本ATMヒューマン・ソリューション株式会社に業務委託されています。

電話で、個人情報を聞かれたり、現金の要求をされることはありません。

【問い合わせ】 大阪府警察本部 府民安全対策課 特殊詐欺対策第一係

☎06-6943-1234（内線34443・34444）

『河南町消費生活友の会』 －会員募集中－

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。